

火災保険地図が「国民防空」体制の構築に与えた影響

正会員○辻原万規彦*1

9. 建築歴史・意匠-8. 都市史 建築歴史・意匠

火災保険特殊地図 家庭防護板 帝都疎開事業一般図 建物疎開地区図 町会 四谷区

1. はじめに

火災保険地図は「火災危険の立場から特に観察して作成された図面」であり、「累積危険に対する保険者の責任制限のために使用されるだけでなく、保険引受の際における物件の選択、料率決定の目的にも使用される」地図である¹⁾。昭和30年代頃までに、火災保険会社が業務を遂行するために用いた地図とも言える。

日本における火災保険地図の作製者としては、沼尻長治が昭和3(1928)年に設立した地図研究所とその後身の会社が有名である。沼尻は自身が作製した火災保険地図を「火災保険特殊地図」と名づけた。火災保険特殊地図は市や区の全域が描かれた「全図」、数百分の1から千数百分の1程度の大縮尺の地図である「地番図」とその範囲を示す「索引図」などからなる。このうち、最も重要な地図が「地番図」であり、区画と地番のほか、消火栓の位置や道路の幅員、全てではないものの建物の概形、建物名称や居住者名、建物の構造や階高、塀の材質などが書き込まれている。

既報²⁾では、沼尻長治による地図研究所とその後身の会社が作製した日本国内における火災保険特殊地図の原図の概要を報告した。特に、戦前期の東京を対象として作製された火災保険地図は、空襲で焼失した戦前期の東京の都市の景観を把握する上で非常に有用な史料であることを指摘した。

その後、戦前期の東京の火災保険特殊地図の原図を用いた復刻出版に取り組む過程で、火災保険地図に関する研究を進めることができた。本稿では、そのうち、火災保険特殊地図が昭和戦時期の「国民防空」体制³⁾の構築に与えた影響について報告する⁴⁾。

2. 沼尻長治による事業経歴書と東京都防衛局

沼尻長治による地図研究所は、戦後に都市整図社に引き継がれた。昭和38(1963)年時点での同社の事業

経歴書のうち、概ね戦時期に該当する昭和16(1941)年から昭和20(1945)年の部分を以下に抜粋する。

昭和十六年三月 都内各町内会から町内図、隣組要図につき多数注文を受け、それぞれ納入。

昭和十六年四月 東京毎日新聞社より都内火保特殊地図の注文を受け、完了。

同五月 町内図につき、東電、東京ガス、朝日、毎日、読売の各新聞社、三越および三井、三菱、安田の各銀行に多数納入したが、戦争が激しくなるにつれて一時中絶。

昭和十九年四月 東京都防衛局、都内各区役所防衛課より、火保特殊地図の注文を受け完納、防衛局へは全区域の図面三組を納入。

昭和二十年五月 二十五日の空襲にて事務所の全焼により貴重なる資料を焼失、原図は疎開と防空壕とで安全確保。

同六月 群馬県防衛課より、同県下の火保図全部の注文を受け納入。

昭和19(1944)年4月に「火保特殊地図」(火災保険特殊地図)を納入した東京都防衛局⁵⁾の前身は、昭和12(1937)年9月に東京市教育局内に設置された防衛課であった。防衛課には事務掛と防務掛が設けられ、防空に関する事項、防空委員会に関する事項、市民の防護訓練に関する事項、一般非常災害の対策に関する事項を分掌した。次いで、昭和16(1941)年5月に防衛機構を大きく拡大して東京市防衛局が設置され、庶務、計画、防衛、施設、防火改修の5課を設け、さらに各区の庶務課に防衛係が新設された。東京市防衛局は、防空設備資材の整備や助成、防空講習や訓練の実施、市区職員の防衛動員体制の構築、建造物の防護、防衛業務の現地現状についての実施と実行性の検討などを

所管した。昭和18(1943)年7月に東京都が成立すると、東京市防衛局は東京都防衛局となり、第二次世界大戦終戦後の昭和20(1945)年9月に廃止された。

3. 火災保険特殊地図と家庭防火群組織要綱との関連

戦前期の東京の火災保険特殊地図の地番図の中には、同じ範囲を対象として短い間隔で複数回作製された地図が確認できる。そのうち、芝区、麻布区ならびに赤坂区では、昭和12(1937)年7月から9月にかけての比較的短い期間に集中して、既に作製されていた地番図を新たに描き直した事例が確認できた。最初に作製された地番図では、全ての建物の所有者名や住宅の居住者名が書き込まれた訳ではなかった。しかし、新たに描き直した地番図では、ほぼ全ての建物の所有者名や住宅の居住者名が書き込まれていた。この違いについては、昭和12(1937)年5月6日に決定された「家庭防火群組織要綱」⁵⁾の影響によって描き直した可能性を指摘できる。

「家庭防火群組織要綱」は法令などではなく、東部防衛司令部、警視庁、東京市、東京市連合防護団の四者による申し合わせ事項であった。なお、昭和12(1937)年4月には防空法が公布されており、10月から施行された⁶⁾。家庭防火群組織要綱では、おおむね5戸ないし20戸で構成する「家庭防火群」を形成することが求められ、それ以前の経緯から、「東京市連合防護団 - 各区防護団 - 防護分団 - 町家庭防火団 - (部) - 防火群 - 各家庭」という系統で、東京市全体の統制が行われるようになった。すなわち、このときに東京市の「全市民を網羅する「国民防空」システムの骨格が完成した」³⁾。その際に組織を編成する上で、火災保険地図に描き込まれた情報は非常に有用であったと考えられる。さらに、組織の編成をより容易にするために、ほぼ全ての建物の所有者名や住宅の居住者名を調査して書き込んだ地番図を新たに作製した可能性も指摘できる。実際、昭和14(1939)年1月に地図研究所から改称した東洋都市測量製図社は、少し後の時期ではあるが、前述のように昭和16(1941)年3月に、「都内各町内会」に「町内図、隣組要図」を納入している。

さらに、杉並区和泉町を対象として家庭防護協会が昭和15(1940)年1月に調査して編纂した「家庭防空隣保組織要圖」⁷⁾からも、火災保険特殊地図が国民防空

体制の構築に与えた影響が推測できる。この要図は戦後期の住宅地図によく似ており、町内の区画割りと全ての居住名(ただし、名字のみ)が書き込まれ、総戸数も示されている。詳細な検討は今後の課題であるが、東京日日新聞社の後援を受けて作製された板状⁸⁾のものであったようで、「御引越しの時は其儘其の家に残しておいて下さい」と書き込まれている。この時期に、火災保険特殊地図は、当初の目的である火災保険会社が業務を遂行するために用いた地図から、「国民防空」体制の一端を担う地図へとその性格を変化させた可能性が指摘できる。火災保険地図は火災の危険性を評価するための情報を提供できる地図であることを考えれば、予測しうる変化であるであろう。

前述の東京市における「家庭防火群」は、昭和14(1939)年8月に内務省が示した「家庭防空隣保組織要綱」によって同年10月に「隣組防空群」に改組された。

「国民防空」組織の整備が町会組織の整備の基盤を提供することになり、地域の組織化と動員が進められた³⁾。さらに、昭和16(1941)年12月の太平洋戦争の開戦と共に、町会組織のさらなる強化が重要な課題となった。そのため、東京市では昭和18(1943)年4月に「東京市町会隣組戦時体制確立強化要綱」が発表され、「東京市町会規程」が告示されて⁹⁾町会隣組制度の改編が計画された。間接的ではあるが、火災保険特殊地図が町会組織の強化や地域の組織化に影響を与えたとも言えよう。

4. 火災保険特殊地図が建物疎開に与えた影響

戦前期の東京市四谷区の火災保険特殊地図の中に、大正9(1920)年4月に四谷区に編入された旧豊多摩郡内藤新宿町に相当する地区を対象として、「昭和12年3月測図作成/昭和17年4月部分修正」と考えられる合計7葉の地番図が確認できる。「四谷区新宿一丁目町内図/No. 24」から「四谷区旭町々内図/No. 30」までの地番図である。これらの地番図には「マル秘」の印影が確認でき、さらにNo. 24, No. 25, No. 29ならびにNo. 30の地番図では赤鉛筆で描き込まれたハッチングが確認できる。一例として、図1にNo. 25の地番図を示す。

これらのハッチングの意味は、石榑・佐藤による「東京都の『建物疎開地区図』と『帝都疎開事業一般図』について」¹⁰⁾によって推測できる。同論文には、石榑・

佐藤が新たに見出した、昭和19（1944）年5月に東京都防衛局建物疎開課が発行した「帝都疎開事業一般図」が1頁の全面を用いて掲載されている。このうち、四谷区の部分を確認すれば、同図に示された「疎開空地帯」もしくは「疎開小空地」の位置と前述の地番図のハッチングの位置の一部が一致する。なお、「疎開空地」は、第二次世界大戦中の国民防空の一環として対象区域の居住者を立ち退かせ、建築物を取り壊し、更地にして新しく空地进行を造成することを意味する¹¹⁾。つまり、「建物疎開」によって造成された「疎開空地」である。

No. 24とNo. 25の地番図は上下（No. 25が北、No. 24が南）の位置関係にある。「帝都疎開事業一般図」では、No. 24とNo. 25の地番図の右側に描き込まれたハッチングは新宿御苑と現在の戸山公園に位置した近衛騎兵連隊、陸軍戸山学校ならびに陸軍幼年学校などの敷地を結ぶ「疎開空地帯」¹²⁾の一部に相当する。また、No. 24とNo. 25の地番図の中央に描き込まれた、より幅員の狭いハッチングは「疎開小空地」¹²⁾の位置にあたる。さらに、No. 30の左側に描き込まれたハッチングは山手線に沿って配置された「疎開空地帯」の一部に相当する。なお、「帝都疎開事業一般図」では確認できないが、これら以外に、No. 24の地番図の中央下の2軒、No. 25の左下の2戸建て1軒と長屋1軒、No. 29の中央右の2戸建て1軒にもハッチングが描き込まれており、これらは「疎開小空地」の「間引小空地」¹²⁾にあたると思われる。

「帝都疎開事業一般

図」は東京都35区全域を対象とする図面であるが、石榑・佐藤論文では各区を対象とした、より大縮尺の「建物疎開地区図」も新たに見出したと述べられている。東京理科大学図書館に所蔵されている「建物疎開地区図」のうち、縮尺5,000分の1の四谷区の図面を確認できた。石榑・佐藤論文では「帝都疎開事業一般図」に示された疎開空地と「建物疎開地区図」に示された疎開空地は全てが正確に対応しているわけではないと述べられている。しかし、四谷区の場合はよく一致しているようであり、No. 24とNo. 25の地番図の右側に描き込まれたハッチングは、番号「53」、名称「四谷市ヶ谷線」、幅員60m、昭和19（1944）年4月17日内務省告示第177号による疎開空地帯であることがわかる。また、No. 24とNo. 25の地番図の中央に描き込まれたハッチングは、番号「1」、名称「花園町新宿一丁目地内」、面積1,590坪、昭和19（1944）年5月4日内務省告示第213号による疎開小空地であることもわかる。この疎開小空地は、その中でも「現在消防自動車の入り得る道路の無い所謂消防上の危険地区に幅員十一米程度（建物一並び程度）の道路」を設けた消防小空地であった¹²⁾と考えられる。さらに、No. 30の地番図に描き込まれたハッチングは、番号「31」、名称「山手沿線其三」、

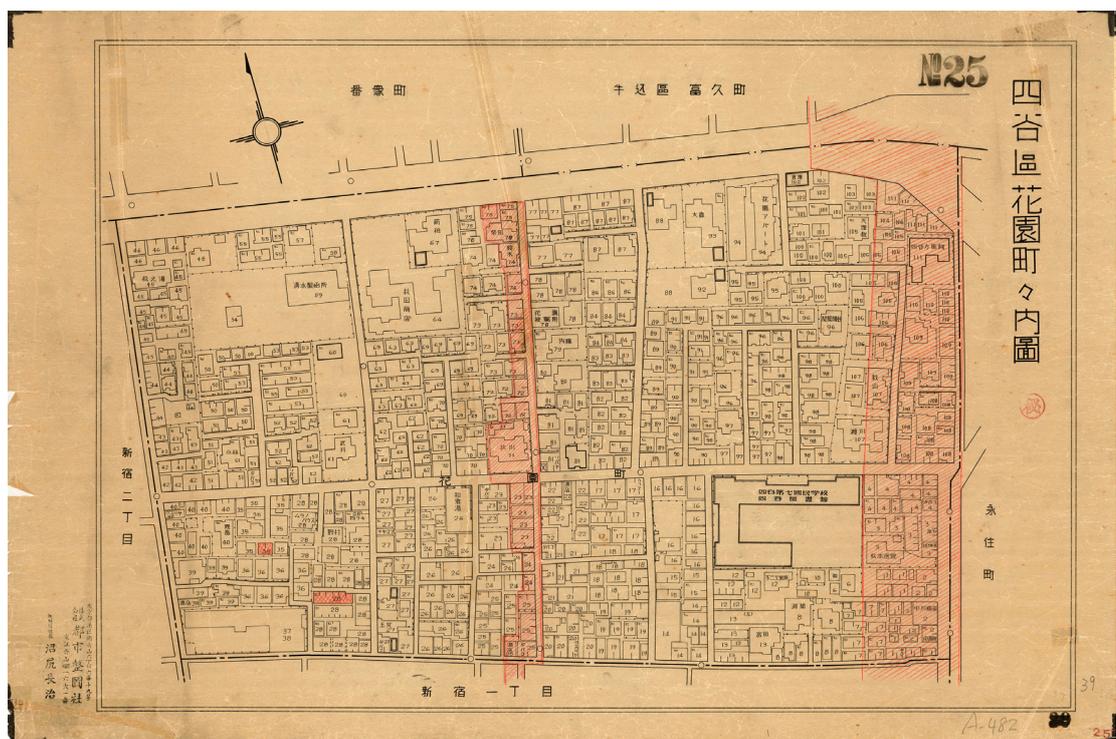


図1 火災保険特殊地図「四谷区花園町々内圖/No. 25」
 （東洋都市測量製図社作製（推定），都市整図社提供，国立国会図書館所蔵）

幅員20m, 同前内務省告示第177号による疎開空地帯であることがわかる。この疎開空地帯は「空襲時に於ける交通運輸の安全を期すること」が想定された疎開空地帯であったと考えられる。

「建物疎開地区図」に描き込まれた「花園町新宿一丁目地内」疎開小空地を確認してもわからないが、No. 24とNo. 25の地番図からは、1軒1軒の建物の位置を確認しながら疎開小空地が設定されたことがわかる。これは「建物疎開地区図」の縮尺が5,000分の1で1軒1軒の建物までは描き込まれていないのに対し、火災保険特殊地区の地番図の縮尺は750分の1で1軒1軒の建物まで描き込まれていることによると考えられる。さらに、火災保険特殊地区の地番図には前述のように建物1軒単位の「間引小空地」と考えられる疎開小空地も描き込まれている。火災保険特殊地区の方がより詳しい情報が得られることから、「建物疎開地区図」や「帝都疎開事業一般図」の元となる地図であった可能性がある。「疎開空地帯」の設定には、火災の発生や延焼のリスクを評価するための情報を提供できる火災保険地図と類似した考え方によって作製された地図が必要であったのであろう。

「建物疎開地区図」や「帝都疎開事業一般図」を印刷した内山模型製図社は主に縮尺3,000分の1程度までの地図を作製もしくは印刷したようであり、それよりも大縮尺の地図を作製もしくは印刷することは少なかったようである¹³⁾。一方、沼尻長治は前述のように、昭和19(1944)4月に「東京都防衛局、都内各区役所防衛課より、火保特殊地区の注文を受け完納、防衛局へは全区域の図面三組を納入」した。これらのことから、この際に納入した火災保険特殊地区図を使って疎開空地を設定し、「内山模型製図社印刷部 芳明社」が「建物疎開地区図」と「帝都疎開事業一般図」を印刷して東京都防衛局建物疎開課が発行したのではないかと推測される。ただし、疎開空地を設定した際に用いたと考えられる地番図を、沼尻長治もしくは地図研究所の後身である東洋都市測量製図社が保存し、都市整図社が承継した理由までは不明である。

5. まとめと今後の課題

戦前期の東京の火災保険特殊地区図が昭和戦時期の

「国民防空」体制の構築に与えた影響について報告した。火災保険特殊地区図に描き込まれた情報は家庭防空群の編成の際に有用であった可能性を指摘し、家庭防火群組織要綱との関連性を指摘した。さらに、建物疎開によって造成される疎開空地帯の設定に火災保険特殊地区図が与えた影響についても指摘した。

火災保険地区図が「国民防空」体制の構築に与えた影響についての検討を、今後さらに進めたい。また、火災保険地区図、「家庭防護板」ならびに戦後の種々の住宅地区図の関係についても検討を試みたい。

謝辞 本稿は公益財団法人国土地理協会 2019 年度学術研究助成と公益財団法人大林財団 2023 年度研究助成による成果の一部である。記して謝意を表す。

注

- 1) 大林良一, 水沢謙三編: 保険辞典, 有斐閣, 1962. 4
- 2) 辻原: 地図研究所による日本における火災保険特殊地区図の概要, 日本建築学会九州支部研究報告, 第 63 号, pp. 557~560, 2024. 3
- 3) 土田宏成: 近代日本の「国民防空」体制, 神田外語大学出版局(ペリカン社発売), 2010. 1. 土田は、「国民防空」を「空襲によって生じる危害を防止し、またはそれによる被害を軽減するため、陸海軍の行う防衛に則応して、国民が行わなければならないとされた行為」と定義している。この場合の「国民」は陸海軍以外の者、すなわち「民間」だけではなく、「全国民」の意味であるので、「民防空」や「民間防空」ではなく「国民防空」としている。また、陸海軍が行う防衛行為は「軍防空」である。
- 4) 本稿は、以下の文献に掲載した筆者による解説をまとめ直し、加筆修正したものである。辻原万規彦編: 都市整図社版火災保険特殊地区図集成 戦前期東京火災保険特殊地区図集成, 第 4 巻, 第 6 巻, 第 9 巻, 創元社, 2024. 7, 2024. 9, 2024. 12.
- 5) 東京都(東京都公文書館)編: 都史資料集成 第 12 巻 東京都防衛局の二九二〇日, 東京都(東京都公文書館), 2012. 3
- 6) 大井昌靖: 民防空政策における国民保護- 防空から防災へ-, 錦正社, 2016. 10
- 7) 家庭防護協会編: 和泉町会地図 昭 15 家庭防空隣保組織要圖, 1940. 1 (杉並区立中央図書館所蔵)
- 8) 国立国会図書館地図室のご教示によれば、「家庭防護板」と呼ばれる資料の一部である可能性がある。管見の限り、現段階では、「家庭防護板」に関する詳細な研究は確認できない。さらに、火災保険地区図、「家庭防護板」ならびに戦後の種々の住宅地区図の関係についての研究は今後の課題であらう。
- 9) 東京市編: 市政週報, 第 206 号 町會隣組特輯, 東京市役所, 1943. 4 (国立国会図書館デジタルコレクション収録 <https://dl.ndl.go.jp/pid/1507667>)
- 10) 石博督和, 佐藤洋一: 東京都の「建物疎開地区図」と「帝都疎開事業一般図」について, 日本建築学会技術報告集, 第 28 巻, 第 70 号, pp. 1557-1562, 2022. 10
- 11) 川口朋子: 建物疎開と都市防空-「非戦災都市」京都の戦中・戦後-, 京都大学学術出版会, 2014. 3
- 12) 疎開地区(疎開事業施行の区域)の詳細については、文献 5) と次の文献も参照した。東京都編: 東京都戦災史, 東京都, 1953. 3.
- 13) 初田香成: 内山模型社について, 復刻版 東京地籍図 渋谷区編 別冊『東京地籍図』解説, pp. 8-10, 不二出版, 2012. 11

*1: 熊本県立大学環境共生学部 教授・博士(工学)

Prof., Prefectural University of Kumamoto, Dr. Eng.